

# 山梨県公報

号外第三十二号

平成十八年

五月三十一日

水曜日

## 目次

山梨県財務規則の一部を改正する規則.....

## 規則

### 山梨県規則第三十四号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年五月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表警察本部長の項第一号中「納入取消通知書」の下に、「(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の四第四項に規定する放置違反金に係る納入通知書及び納入取消通知書を除く。)」を加える。

第二百五条第二項中「及びれい入金」を、「れい入金及び道路交通法第五十一条の四第九項に規定する放置違反金に相当する金額(以下「歳入金等」という。)」に改める。

第二百六条第二項及び第二百八条の二中「歳入金及びれい入金」を「歳入金等」に改める。

第二百二十五条中「又は」を「若しくは」に改め、「第四百四十六号様式」の下に「又は税務出納員の発した支払確認書」を加える。

第二百三十三条第二項中「又は納付書」を、「納付書又は山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則(平成十八年山梨県公安委員会規則第十三号)第四条第一項に規定する仮納付書(第四項において「仮納付書」という。)」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 収納代理金融機関は、納人から仮納付書とともに雑部金の納付を受けたときは、これを領収し、領収書を納人に交付し、領収済通知書を取りまとめ、雑部金日計表を付けて指定金融機関に送付しなければならない。この場合においては、指定金融機関は、

領収済通知書等送付書を付けて領収済通知書を出納長に送付しなければならない。

第二百七十二条第一項中「れい出支払案内書」の下に「(次項において「現金支払案内書」という。)」を加え、同条第二項中「出納長又は出納員は、前項」を「出納長等は、前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 債権者は、前項の規定にかかわらず、県税に係る過誤納金又は還付金及び還付加算金に係る現金支払案内書等を亡失したときは、支払確認書交付申請書に支払指定の指定金融機関の未払証明を受けて、税務出納員に提出することができる。

第四百四十六号様式中「(任 務 書)」を「(任 務 書)」に改める。

(任 務 書)

(任 務 書)

第九十号様式中「(任 務 書)」を「(任 務 書)」に改める。

(任 務 書)

### 附則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番